

全身性障害者等長時間介護が必要な者に対するホームヘルプサービスの 便宜の内容について

○ 平成12年12月28日厚生省社会局長通知

「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」 ～抜粋～

四 便宜の内容

身体障害者ホームヘルプサービス事業は、事業主体により対象者の家庭等に派遣されたホームヘルパーが、次に掲げる便宜のうち、必要と認められるものを供与することにより行うものとする。

(一) 入浴、排せつ、食事等の介護

- ア 入浴の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 食事の介護
- エ 衣類着脱の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助

(二) 調理、洗濯、掃除等の家事

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡

(三) 生活等に関する相談、助言

生活、身上、介護に関する相談、助言

(四) 外出時における移動の介護

外出時の移動の介護等外出時の付き添いに関する事。((一)の業務の一環として行われる外出時の付き添いを除く。)

(五) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(一)から(四)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

○ 平成14年6月13日厚生労働省令第78号

「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」 ～抜粋～

第四条 ・・(前略)・・、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。

○ 平成15年2月21日厚生労働省告示第27号

「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」 ～抜粋～

第1項の注

- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、身体介護(入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助(調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。
- 4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者又は全身性障害者(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第五号の一级に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。注5において同じ。)に対して、移動介護(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動の介護をいう。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援(身体介護、家事援助、見守り等の支援をいう。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。